

## 新年のご挨拶



群馬弁護士会会長 石原栄一

### はじめに

新年あけましておめでとうございます。昨年中は群馬弁護士会の会務につきご理解とご協力を頂戴しありがとうございます。心から感謝申し上げます。本年も引き続きご指導ご鞭撻の程宜しくお願い申し上げます。

### 会員数の推移

当会は、昨年12月に新65期の新入会員を迎えました。その結果、当会の会員数は250名を越え、平成25年1月1日現在における総会員数は251名となります。10年前、平成15年における会員数は125名でしたから、ここ10年間で2倍以上に会員が増加したことになります。特に若手会員が急速に増加しており、60期以降の若手会員数は101名で会員全体に占める割合は40%になります。

こうした会員数の急速な増加は、弁護士会全体を活性化し活動範囲を拡大させていますが、他方で様々な制度の見直し・改善を必要としています。そのひとつが業務改革であり研修制度の充実があります。

## 弁護士会ADRの設立

本年度における業務改革の目玉は弁護士会ADRの設立と言えます。当会では、昨年8月31日、群馬県知事ほか46名の来賓を迎えて、群馬弁護士会紛争解決センターの設立総会、記念講演会、祝賀会を無事盛大に行うことができました。

イメージキャラクターのスパット君、イメージソングの作詞作曲や参加者による大合唱、「劇団64」による寸劇など斬新なアイデアで弁護士会のイメージを一新しました。

弁護士会ADRは、平成24年8月末日現在で、全国で31弁護士会、34センターが設置されております。当会は、全国で32番目の弁護士会として、35番目のセンターを設置したということになります。群馬弁護士会紛争解決センターは昨年9月中旬から運用開始し、12月25日現在で11件の申立を受理しており順調に運用されております。

## 研修制度の充実

当会では、従来から研修委員会を中心として様々な研修が実施されております。具体的には、新規登録弁護士研修、夏期合宿、倫理研修、即独弁護士サポートなどです。これ以外にも各種委員会が開催する様々な会内研修会が実施されており充実した研修メニューが用意されていますが、若手会員の増加に伴い更に一層の充実が期待される所です。

今年度は、重点課題として倫理研修に工夫をしました。例年の倫理研修とは少し趣向を変えて外部講師をお招きし、11月5日、「弁護士倫理の今日的課題」についての講演と意見交換を行いました。この倫理研修には40名以上の会員が参加しましたが、守秘義務、利益相反行為、チャイニーズ・ウォール、証人汚染、刑事弁護では真実義務と誠実義務の関係などについて熱心な議論がなされ有益な示唆が得られました。

## 発信と交流

昨年度は震災直後ということで被災者支援などのプロボノ活動に会務を集中させましたが、本年度は、昨年度の会務を継承しつつ意見表明や情報発信に務めること及び会員同士や他団体との交流を行うことにも目を向け、発信と交流というスローガンのもと会務を進めてきました。

## 会長声明及び総会決議

発信のひとつとして会長声明や総会決議があります。今年度は下記のとおり8本の会長声明と1本の総会決議を行い執行することができました。

いずれも社会的弱者を支援する内容であったり、市民の人権が脅かされるおそれがあり社会的関心が高いテーマに関する声明です。

- ① 4月18日 区域外避難者（いわゆる自主的避難者）に対する高速道路無料措置継続を求める会長声明
- ② 4月20日 労働契約法の一部を改正する法律案に対する意見書
- ③ 5月19日 取り調べの全過程の録音・録画の法制化を求める総会決議
- ④ 7月20日 秘密保全法制定に反対する会長声明
- ⑤ 8月21日 改正貸金業法完全施行後2年間の経過を見ての会長声明
- ⑥ 11月20日 発達障害のある被告人に対する大阪地裁判決に対する会長声明
- ⑦ 12月6日 改正入管法施行後も非正規滞在者に対する必要な行政サービスの維持を求める会長声明
- ⑧ 12月18日 給費制復活を含む司法修習生への経済的支援を求める会長声明
- ⑨ 12月18日 オスプレイの配備の撤回を求める会長声明

## 被災者支援

被災者支援は本年度においても重要課題のひとつです。一昨年3月11日に発生した震災・原発事故から間もなく2年を迎えようとしております。弁護士会には、常に現在の状況や問題に応じた積極的な支援や取り組みが求められております。

現在、群馬県内には主に福島県からの避難者1828人（群馬県による避難者受け入れ状況の調べ、平成24年12月5日現在）がおり、主に高崎市（361名）、太田市（287名）、前橋市（281名）、伊勢崎市（164名）、館林市（161名）などの都市部に居住しています。当会では、本年度もこのような状況に応じて様々な支援活動を実施してきました。

まず、平成24年6月、原子力損害賠償支援機構との間で東京電力に対する損害賠償請求についての無料法律相談の業務委託契約を締結し、同月から被災者向けの無料法律相談を継続的に実施しております。この無料相談件数の推移は、6月10件、7月9件、8月6件、9月4件、10月1件、11月2件、12月1件であり、相談件数合計は33件（12月3日現在）です。

また、主に支援機構と連携した被災地派遣、すなわち福島県内の仮設住宅などへ当会の弁護士を派遣し被災者への説明会や法律相談などの支援を実施しております。本年度における弁護士派遣状況は、4月4名、5月2名、6月2名、7月5名、8月1名、9月1名、10月2名、11月3名であり、派遣弁護士数は延べ人数で合計20名（11月末日現在）になります。

原子力損害賠償については、原子力損害賠償紛争解決センターが被災者と東電との和解を仲裁斡旋しておりますが、当会が推薦した会員数名が同センター仲介委員として和解解決に向けて積極的に取り組んでいます。

他方、当会の会員有志により結成された原子力損害賠償群馬弁護団では、東電への直接請求や原発ADR申立などの被災者支援を実施しており、既に30件を越える原発ADR申立を行っています。相談或いは依頼される被災者は県外からの避難者のみならず県内事業者も相当数あり、地元群馬の観光事業者などの支援を幅広く実施しているところが群馬弁護団の特色といえます。

## 法曹養成・法曹人口問題

この問題については、政府内に設置された法曹養成制度検討会議が逐次検討を進めています。本年3月には意見の取り纏めを行う予定とのことであり、極めて重要な課題にもかかわらずタイトなスケジュールで検討が進められています。日弁連は同検討会議にオブザーバーとして参加して議論の推移に対応している状況です。

当会では、法曹養成制度改革実現本部が中心となってこの課題に取り組んでいるところです。具体的には、日弁連の諸活動に連携しつつ、国会議員（10月31日）やマスコミ（11月6日）との意見交換を行ったほか、同会議の有識者委員である伊藤鉄男委員（元次長検事）との意見交換会（11月26日）や愛知大学法科大学院教授の森山文昭弁護士の講演会（12月22日）を開催して、会員の関心喚起や情報発信を行いました。

## 今後の予定

年度末にかけて重要行事がいくつか予定されております。具体的には、1月29日に日弁連主催の地区別懇談会（メトロポリタン高崎）、2月8日に災害関係の講演会（群馬弁護士会館）、3月9日に秘密保全法制の市民集会（群馬県教育会館）がそれぞれ開催予定です。いずれも有益で重要なテーマに関する研修や集会であり、会員や関係者の積極的な参加をお願い申し上げます。